

開発行為の手続きについて

① 事前相談（要綱上の規定はありませんが、手続きを円滑に進めるためお願いいたします。）

第1号様式の「事前協議申請書」を「事前相談申請書」と訂正し、使用してください。

- ・必要書類 開発区域位置図、公図写、現況図、土地利用計画図（給排水計画図含む）、造成計画平面図、道路標準断面図、道路縦断面図、各種施設構造図、建築物平面図・断面図
- ・提出部数 2部（1部でも可ですが、事務処理に時間がかかります。）
- ・標準処理日数 7日（提出書類が2部の場合。内容等により多くの期間を要する場合があります。）
- ・その他 設置する公共施設を町に帰属する意思がある場合は、申し出てください。

② 事前相談による要望事項の調整

事前相談による要望事項を開発者に伝えますので、役場関係各課と調整をお願いします。調整の結果は、開発担当（街づくり推進課都市計画担当）に連絡ください。

③ 事前協議申請書の提出

事前相談の調整事項を反映した開発行為等事前協議書(第1号様式)を提出してください。

- ・必要書類 指導要綱による。（事前相談で変更の生じた図面の差し替え及び不足図面の追加でも可）
- ・提出部数 2部（1部でも可ですが、事務処理に時間がかかります。）
- ・標準処理日数 7日（提出書類が2部の場合）
- ・その他 設置する公共施設の管理区分を明確にしてください。

④ 開発行為についての協議書締結

- ・必要書類 開発行為等協議締結申請書(第2号様式)を提出してください。町で、協議書を作成し渡しますので、内容を確認・押印の上、提出してください。
- ・提出部数 開発行為等協議締結申請書：1部、協議書：2部
- ・標準処理日数 5日

⑤ 都計法第32条同意協議申請及び協議書締結

公共施設がある場合や都市計画法第29条の許可が必要な場合は、同意協議申請書を提出してください。町で、協議書を作成し渡しますので、内容を確認・押印の上、提出してください。

- ・必要書類 同意協議申請書、同書裏面記載の書類、協議書：2部
- ・提出部数 2部
- ・標準処理日数 5日

⑥ 中間検査

開発道路を新設し町に帰属する場合は、舗装前に路盤検査が必ず必要です。検査希望日の7日以上前までに日程調整をしてください。

- ・検査方法等 平板載荷（砂置換法）、路盤高・厚

⑦ 完成検査

検査希望日の7日以上前に提出してください。

- ・必要書類 開発行為等完了届(第4号様式)及び同書記載の添付書類。デジタル写真とし、A4用紙に4枚まで。(写真のカラーコピーでも可、写真は極力避けてください。)
- ・提出部数 1部
- ・その他 町に帰属する公共施設がある場合は、嘱託登記書類を含む下記⑧の開発行為等に関する公共公益施設等の引継書(第3号様式)を提出してください。

⑧ 開発行為等に関する公共公益施設等の引継書の提出

設置する公共施設を町に帰属する場合は、上記⑦の開発行為等完了届(第4号様式)と併せて開発行為等に関する公共公益施設等の引継書(第3号様式)を提出してください。

【添付書類】 提出部数：1部、提出先：街づくり推進課都市計画担当

- ・所有権移転承諾書
- ・登記原因証明情報
- ・印鑑証明書
- ・資格証明書（法人の場合）
- ・確定測量図※
- ・登記簿謄本
- ・位置図
- ・平面図
- ・土地利用計画図
- ・公共施設の新旧対照図
- ・公図
- ・地積測量図

※帰属部分を加筆・表示し、その座標一覧表を記載し、地権者の承諾印を押したもの。
地権者の承諾印を押す前に体裁等含めて、必ず財務課の確認を受けてください。

【その他留意事項】

- ・公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設
- ・ごみ置場、カーブミラー等は、「その他」に記載してください。
- ・防犯等の設置が遅れる場合は、設置後に引継書又は任意の書式で提出してください。

※標準処理日数の算定には、下記の期間は含みません。

- 1) 補正に要する期間（申請書類の形式的な不備等の補正に要する日数）
- 2) 追加資料の提出等に要する期間（審査のうえでさらに関係資料が必要となり、その提出等を求めた場合、応答に要する日数）
- 3) 休日（開成町の休日を定める条例第1条第1項に定める町の休日）
- 4) 申請者の都合により変更等を行う場合、その修正等に要する期間